静岡高数和FAX通信23

NO. 2303

賃金確定・教育長交渉①

◆ 2 0 2 3年 1 0月 2 7日◆

「勤勉手当の成績率拡大、始業・終業時刻の柔軟化を提案」

10月27日、高教組は教育長との賃金確定第1回団体交渉を行い、8名が参加、冒頭、職場からの署名を提出しました。深田委員長は、「公務員の希望者減少は危機的、抜本的な対応策が必要」と発言。そのあと『給与改定・勤務条件改善等に関する要求書』の重点要求に対し、池上教育長から文書回答があり、交渉に入りました。

要求 1 基本賃金・諸手当等を改善すること。

回答 人事委員会勧告の尊重が原則。改定の勧告が あったのでこの姿勢に立って検討する。

要求2 「教職員人事評価制度」の賃金・処遇への反映について、さらなる格差拡大はこれまでの「効果」と弊害を検証した上で提案すべきである。

回答 勤勉手当の成績率の運用について、評価結果 を適切に活用し、良い制度になるよう慎重に検討 する。高教組とは今後も情報共有・協議を行う。

要求3 寄宿舎指導員の宿日直手当を改善すること。 回答 これまでも人勧を受け改定。今後も国・他県の 動向を確認しながら対応する。

要求4 給特法の「時間外勤務を命じない」原則を堅持しつつも、時間外手当を支給できる給特法の「改正」を国にはたらきかけること。

回答 給特法の趣旨、労務管理の法制度は、研修を通 じ管理職に徹底してきた。給特法の改正について は、中教審の議論を注視していく。

要求5 教育に穴があく(教職員の未配置)の状況を 早急に改善・解消すること。 回答 1000 人を超えた「教職員人材バンク」の登録 者情報を学校に提供するなどして未配置解消、教 員不足解消に努める。

要求6 多忙解消の実効ある政策を。成果は勤務時間のデータで示すこと。部活顧問の全員強制をやめること。授業時数が標準を大幅に上回る学校に改善を求めること。

回答 「教職員勤務時間管理システム」で把握した時間で「業務改革プラン」の実績値を示す。長時間勤務の実態は各校で異なるので、データに基づき、実態に即した是正に努めるよう校長を指導する。休憩時間の適切な設定と確実な取得、「上限の目安時間」の形式的遵守のために虚偽記録や時短を強制しないよう校長を指導する。

要求7 セクハラ・性暴力等が発生した場合の初動 マニュアルを作成、周知し、教職員への実態調 査を毎年実施すること。

回答 防止指針に基づきハラスメントのない環境づくりを通知した。「ハラスメント対応ブック」を配布、校内研修で活用するよう通知。リーフレット及びチェックリストを配布し啓発活動、相談窓口の周知をはかる。e ラーニングを活用し相談員の研修を実施した。「初動マニュアル」の作成を検討する。

要求8 男性育休取得率の向上策を示し、長期不妊治療休暇制度を新設すること。

回答 県立学校の R4 年度取得率は 20.6% (知事部局 63.5%)。代替教員の確保の困難さはあるが、取

得しやすい環境整備に努める。長期の不妊治療制度新設は国と異なる独自の制度のため慎重な検討が必要。

要求9 育休にも賃金保障、産育休の代替職員配置 の要件を緩和すること。

回答 地公育休法に支給しない規定があり、共済から支給。一部「先読み加配」を実施しているが、代替も法律で任用期間の定めがある。

要求 10 臨時教職員希望者の任用継続、非常勤講師の超過勤務分の賃金支払いを求める。会計年度任用職員の期末手当の支給要件(週 15 時間 30 分以上)の緩和及び人勧による引き上げ4月遡及適用を求める。長期休業期間中の勤務・年休取得の保障、給与支給日を遅らせないこと。

回答 希望に応じた任用継続は困難。勤務時間の柔 軟な割振り変更を可とする運用見直しを実施。 原則、時間外勤務が生じないよう校長を指導。 支給日は効率的な事務処理上21日とした。期末 手当は国準拠で支給。国や他県の動向を注視し 対応。人勧の対応については、別途提案する。

要求 11 20 人学級実現、教職員定数の改善について ①専任・専門・正規の学校司書を採用すること ②特別支援学校高等部の重複学級認可の拡大 ③週の持ち時間の上限

回答 高校の20人以下学級実現は財政状況から困難。 定数改善は、文科省に「静岡県の提案」として継 続的に要望。新規採用の拡大に努め、定年制常勤 教職員の割合を高める。

- ①正規・専門の採用は困難。当面、事務職員が司 書業務に従事できる環境づくりに努めるよう 校長に働きかける。
- ②重複学級については状況を総合的に勘案し、順次対応。
- ③各学校の実態に応じた適切な持ち時間数を働きかける。

要求 12 定年引上げ後の給与 7 割水準引き下げは職務給原則にもとづき再検討すること。年金支給を前提とした制度設計は破綻している。再任用の希望実現、再任用寄宿舎指導員の 2 級適用を求める。

回答 60 歳前後の給与水準については、人勧における「給与制度のアップデート」の検討状況や議論を注視。再任用については、定数管理上支障がない範囲内で本人の意向を尊重する。

主任寄宿舎指導員は、寄宿舎指導員として再任 用する方針としている。

要求 13 特別支援学校の狭隘化・大規模化の解消

回答 「特別支援学校施設設備基本計画」にもとづき、 令和5年に富士特支富士東分校を開校。令和6年 に御殿場特支小山分校、令和8年に静岡地区に本 校を開校する準備を進めている。

計画後期では、磐田市の本校など計 5 校を整備する。「設置基準」の内容を踏まえ、狭隘化の早期解消を図る。

要求 14 特別教室・体育館への空調設備設置、熱中症 対策の徹底を求める。

回答 特別教室については、特支では完了、高校では R6.6月に設置率64%となる見込み。体育館については、特支4校で設置。効果やコストを検証し、 今後の設置を検討する。熱中症対策は児童生徒の 安全を最優先し、事故防止にとりくむ。

 要求 15
 I C T機器導入・支援員配置・教育への影響

 について

回答 GIGAスクール運営支援センター開設で機器トラブルには迅速に対応している他、支援員の派遣を行なっている。ICT活用にあたって、安全な使用、健康への影響に留意する。また、「生徒の生成AIの利用について」を通知し、適切に使用するよう注意喚起していく。

要求 16 安全・安心な給食の提供、調理員の公費での 直接雇用を求める。経費のみを追求しないこと。

回答 経費のみを理由として給食を停止することの ないよう配慮する。安全・安心・安定した学校給 食が提供できるよう適切に対応する。

要求 17 教育や職員の福利厚生に関する振込手数料は、公費で賄えるようにすること。

回答 受益者負担の観点から、原則として支払いを 受ける者が負担するべきと考える。

要求 18 生徒数減少によるクラス減を機械的に行わず、適正なクラス数・教員配置を維持すること。

回答 高校標準法の趣旨に則った配置を進める。国 には引き続き定数拡充を要望していく。

【県教委からの提案】

- 人事委員会勧告を会計年度任用職員の勤勉手当 について、対象範囲や支給月数、実施時期を検討。 (次回。教育部長交渉で詳細を示す)
- 動勉手当の成績率を、現在の 6.0 ポイントから6.5 ポイントに拡大したい。
- ⑤ 「勤務時間帯の変更」制度の運用ケースの拡大、 「時差勤務」も試行を踏まえ検討していく。

【回答後の主なやりとり】

高教組 人事委員会報告でも受験者確保に向けた対策を講ずることが求められているが、採用試験の前倒しや中高生への広報では根本的解決にはならな

い。長時間労働解消と業務内容に見合った賃金などの労働条件の改善が必要なのは自明だ。

教育長 もちろん働き方改革が必要だ。多忙解消、在 校等時間の削減、業務の精選も進めなければならな い。

高教組 多忙解消が進んでいないではないか。

教育長 「勤務時間帯の変更」「時差勤務」を試行している。業務の見直しと事務への移行、行事の削減、 県文書の精選、優先度などを検討している。

高教組 特支では勤務時間管理システムには休憩時間が記入されていないのが実態だ。

また、ICT活用が多忙解消にはなっていない。 全員に部活動顧問を強制するのは見直すべき時ではないか。

教育長 部活指導員を活用しているが、民間に比べ 低賃金である。個別の案件については発言できない。

高教組 免許更新制度を断念したように人事評価制度も無理がある、やめたらどうか。

教育長 自身の経験からも上位評価でモチベーションが上がることがある。害悪とは思ってはいない。 納得する制度が必要。

高教組 セクハラ実態調査や「初動マニュアル」作成 を行うべきだ。「相談窓口」の存在が生徒・保護者 に届いていない。

県教委 マニュアルは全国に照会をかけ検討しているところ。倫理 110 番などが窓口。「命の安全教育」の通知・研修を行った。

次回の教育部長交渉は 11 月 9 日におこなう予定です。 賃金確定署名は追加で提出します。

